

公布された条例のあらまし

佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（条例第1号）

1 佐賀県職員給与条例の一部改正関係

(1) 給料表の改定

全ての給料表の給料月額を改定することとした。（条例第1条の規定による改正後の別表第1～別表第4関係）

(2) 諸手当の改定

ア 初任給調整手当について、医療職給料表（一）の適用を受ける職員に対する支給月額の限度額を改定することとした。（第7条の3関係）

イ 勤勉手当について、12月期の支給割合を100分の85（特定幹部職員にあつては100分の105）に引き上げること等とした。（条例第1条の規定による改正後の第17条の4及び附則第12項関係）

ウ 勤勉手当について、6月期の支給割合を100分の80（特定幹部職員にあつては100分の100）に引き上げ、12月期の支給割合を100分の80（特定幹部職員にあつては100分の100）に引き下げること等とした。（条例第2条の規定による改正後の第17条の4及び附則第12項関係）

2 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正関係

(1) 給料表の改定

特定任期付職員に適用する給料表の1号給から3号給までの給料月額を改定することとした。（条例第3条の規定による改正後の第7条関係）

(2) 期末手当の改定

ア 12月期の支給割合を100分の160に引き上げることとした。（条例第3条の規定による改正後の第8条関係）

イ 6月期の支給割合を100分の157.5に引き上げ、12月期の支給割合を100分の157.5に引き下げることとした。（条例第4条の規定による改正後の第8条関係）

3 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部改正関係

(1) 給料表の改定

第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に適用する給料表の1号給及び2号給の給料月額を改定することとした。（条例第5条の規定による改正後の第5条関係）

(2) 期末手当の改定

ア 12月期の支給割合を100分の160に引き上げることとした。（条例第5条の規定による改正後の第6条関係）

イ 6月期の支給割合を100分の157.5に引き上げ、12月期の支給割合を100分の157.5に引き下げることとした。（条例第6条の規定による改正後の第6条関係）

4 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1(2)ウ、2(2)イ及び3(2)イは平成28年4月1日から施行し、1(1)、(2)ア

及びイ、2(1)及び(2)ア並びに3(1)及び(2)アは平成27年4月1日から適用することとした。

5 所要の経過措置を定めることとした。

6 佐賀県特別職の職員の給与等に関する条例について所要の改正を行うこととした。

佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例(条例第2号)

1 給料表の改定

全ての給料表の給料月額を改定することとした。(条例第1条の規定による改正後の別表第1～別表第4関係)

2 勤勉手当の改定

(1) 12月期の支給割合を100分の85(特定幹部職員にあっては100分の105)に引き上げることとした。(条例第1条の規定による改正後の第21条及び附則第20項関係)

(2) 6月期の支給割合を100分の80(特定幹部職員にあっては100分の100)に引き上げ、12月期の支給割合を100分の80(特定幹部職員にあっては100分の100)に引き下げることとした。(条例第2条の規定による改正後の第21条及び附則第20項関係)

3 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2(2)は平成28年4月1日から施行し、1及び2(1)は平成27年4月1日から適用することとした。

4 所要の経過措置を定めることとした。

佐賀県国民健康保険財政安定化基金条例(条例第3号)

1 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律による改正後の国民健康保険法第81条の2第1項の規定に基づき佐賀県国民健康保険財政安定化基金(以下「基金」という。)を設置することとした。(第1条関係)

2 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定めることとした。(第2条関係)

3 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入することとした。(第4条関係)

4 その他所要の事項を定めることとした。

5 この条例は、公布の日から施行することとした。

佐賀県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例(条例第4号)

1 佐賀県森林整備加速化・林業再生基金の設置期間を延長することとした。(附則第2項関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

佐賀県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例の一部を改正する条例(条例第5号)

1 期末手当の改定

(1) 12月期の支給割合を100分の167.5に引き上げることとした。(条例第1条の規定による改正後の第3条関係)

(2) 6月期の支給割合を100分の150に引き上げ、12月期の支給割合を100分の165に引き下げることとした。(条例第2条の規定による改正後の第3条関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1(2)は平成28年4月1日から施行し、1(1)は平成27年4月1日から適用す

ることとした。